

一般社団法人 宝塚まち遊び委員会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宝塚まち遊び委員会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、宝塚に住み集う人々が、宝塚のまちを舞台に、遊び、学び、楽しむことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 近代建築等の産業遺産の保全と活用を促進する事業
- (2) アート・音楽その他文化的なイベントの企画および運営
- (3) 観光誘客の促進にかかる事業
- (4) 責任ある市民による自治を実現するための調査研究および実践
- (5) その他前各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、総会（社員総会）および理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、正会員および賛助会員とし、正会員をもって「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し当法人の活動を支援する法人、団体も

しくは個人

(入会)

第8条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 法人または団体たる賛助会員は、法人または団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という）を定め理事長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(会費等)

第9条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 当該会員が死亡し、または法人である会員が解散したとき

(3) 除名されたとき

(任意退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときには、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の名誉を傷つけ、この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の目的に反する行為をしたとき

(3) その他会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当会員に除名の決議を行う総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、同総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法

上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務については、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費を返還しない。

第3章 総会（社員総会）

（構成）

第14条 総会は、定時総会および臨時総会の2種とし、全ての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準ならびに会費および入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

（開催）

第16条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて招集する。

- 2 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 総会を招集するには、会日より1週間前までに招集通知を発するものとする。ただし、一般法人法第38条第1項第3号（書面による議決権行使）または第4号（電磁的方法による議決権行使）に掲げる事項を定めた場合には総会の日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第17条 総会は、正会員全員の同意があるときは、前条第2項および第3項に

定める招集手続を経ずに開催することができる。ただし、一般法人法第38条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合はこの限りでない。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、その者に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の決議の省略)

第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事または正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、当法人の他の正会員または理事を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第22条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(員数)

第23条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 代表理事を除く理事のうち2名を副理事長とすることができる。

(選任)

第24条 当法人の理事および監事の選任は、総会において正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事長、副理事長は理事会の決議によって選定する。

3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

(監事の職務および権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより当法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、総会および理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

(理事および監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、

前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事または監事は、定員を欠くに至った場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 心身の支障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会の決議によって定めた額を、報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

(招集)

第33条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の3日前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第34条 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、その者に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第38条 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 当法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 当法人の資産は、総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から同年6月30日までとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告および決算)

第45条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については、定時総会に報告し、第3号および第4号については、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分）

第46条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第47条 この定款は、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第48条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（設置等）

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

（委任）

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第52条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年6月30日までとする。

(設立時役員等)

第54条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 足立 直哉
設立時理事 糸井 利映美
設立時理事 黒岩 克美
設立時理事 塩崎 美和子
設立時理事 中川 ちあき
設立時理事 橋本 成年
設立時理事 平野 弥生
設立時理事 三原 伸也
設立時監事 三木 さくら
設立時代表理事 平野 弥生

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 1 住所 兵庫県西宮市甲子園浦風町8-26
氏名 足立 直哉
- 2 住所 兵庫県宝塚市大原野字寺垣内1番地の1
氏名 橋本 成年
- 3 住所 兵庫県宝塚市桜ガ丘9-4
氏名 平野 弥生
- 4 住所 兵庫県西宮市高木東町14-24-203
氏名 三原 伸也

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。